

## 横須賀市観光マーケティング調査業務委託 仕様書

本仕様書は、横須賀市（以下「本市」という）が、横須賀市観光マーケティング調査業務委託（以下「本業務」という）を受託者に委託するにあたり、必要な基本的事項について定めるもの。

### 1. 目的

本市の観光施策の指針である横須賀市観光立市推進基本計画（平成 28 年 9 月策定（以下「基本計画」という）の計画期間が令和 7 年度で満了することから、国内外の観光を取り巻く環境の変化や本市の課題等を踏まえ、現行の基本計画をこの満了に合わせて改定する。そこで本市では、改定のための合理的根拠となる市内の観光資源や観光客の動向に関するデータを収集・分析した上で、基本計画の基礎情報として観光客の居住地や嗜好性等の実態に応じたマーケティング戦略の立案、基本計画における K G I ・ K P I の設定を検討することとしている。

本業務では、観光データを効果的に収集・分析するツール等を提案するとともに、データの収集と分析を行い、令和 7 年度に予定される基本計画の改定に活用できるよう整理することを目的とする。

### 2. 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

### 3. 業務内容

本業務の内容を下記（1）～（3）に区分し、業務別に業務内容を記載する。

#### （1）ビッグデータなどを活用した観光客動態調査

本市が指定する以下の項目について、ビッグデータ（GPS や位置情報サービスなど）を収集、調査すること。本事業の目的等を踏まえ、有意義であると考えられる事項は積極的に調査項目とすること。データが有する特性等を判断するため、各項目のデータの収集方法を明らかにし、提案すること。

##### ① データ種類

ビッグデータや取得可能なオープンデータ等の既存データ等を活用すること。調査の手法、対象範囲、サンプル数については、統計学的に有意であること。

##### ② 対象エリア

対象となるエリアおよび観光資源スポットについては、【対象表】のとおりとする。なお、集計については、以下のとおり行うこと。

（ア）観光資源スポット：【対象表】の観光資源スポット欄に記載の 30 か所をそ

それぞれ集計すること。

(イ)エリア：【対象表】の各エリアの観光資源スポットを足し合わせた6か所をそれぞれ集計すること。

(ウ)全市域：(イ)を全て集計すること。

【対象表】

	エリア名	観光資源スポット
A	追浜・田浦	田浦梅の里、横須賀スタジアム(DOCK OF BAYSTARS YOKOSUKA 含む)
B	汐入・横須賀中央・逸見	記念艦「三笠」、三笠公園(記念艦「三笠」除く)、ヴェルニー記念館、ティボディエ邸、ヴェルニー公園(ヴェルニー記念館、ティボディエ邸除く)、自然・人文博物館、うみかぜ公園、海辺つり公園、よこすかポートマーケット、猿島公園、軍港めぐり乗り場、ドブ板通り
C	走水・観音崎・大津・浦賀	千代ヶ崎砲台跡、観音崎公園、横須賀美術館、叶神社(東・西)、走水水源地公園、浦賀ドック
D	衣笠	しょうぶ園、衣笠山公園
E	久里浜・野比・長沢・津久井浜	くりはま花の国、津久井浜観光農園、F・マリノススポーツパーク
F	西	荒崎公園、ソレイユの丘、天神島臨海自然教育園(ビジターセンター含む)、すかなごっそ、立石公園

③ 調査対象

令和5年から令和6年の2年間に上記観光資源スポットに訪れた観光客(市内在住観光客含む国内観光客)

なお、観光客の定義については、対象エリアの観光資源スポットの特性を勘案し、通過者や在勤者等を除する方法とともに提案すること。

④ 対象期間および期間粒度

- ・対象期間：令和5年1月1日から令和6年12月31日まで
- ・期間粒度：年別累計(12カ月×2)、四半期別累計(1～3月、4～6月、7～9月、10～12月×各2)、月別累計(1カ月×24)、日別(365日×2)

⑤ 調査項目

- ・観光客属性 観光客数、性別、年代、居住地(神奈川県内市町村別・その他都道府県別)
- ・滞在時間 スポット毎の滞在時間および市内滞在時間

## ⑥ その他

本仕様の定義設定、調査項目等より効果的に本事業目的に合致するデータが収集できる場合は提案すること。

使用するデータで対象エリア、調査項目等の一部が対応できない場合は、提案時に対応できない項目について明記し、代替案を提示すること。

## (2) データ集計および報告書の提出

上記(1)で収集した調査結果および別途本市が提供する横須賀の観光に関するデータやアンケートの集計結果を、今後の本市の観光施策の検討に必要と思われる視点で旅行者の動向を多角的にクロス集計すること。また、集計した結果を集計結果報告書として以下のとおり提出すること。なお、提出様式等については「4. 成果品」のとおりとする。

- ① 令和7年3月17日(月)までに集計結果報告書の提出を行うこと。
- ② 集計方法については本市と適宜協議し、提出前に本市の承認を得ること。
- ③ 集計結果報告書は、単に文字・グラフでの調査結果の羅列とならないよう、図・地図情報なども活用することで利活用しやすくすること。また、デザインはモノクロ印刷してもわかりやすく見えるようにすること。
- ④ 収集したローデータは見やすいようにまとめること。
- ⑤ 集計結果報告書については、詳細版と概要版を作成すること。

## (3) データの分析および基本計画への提言

上記(2)の集計結果の分析および今後改定する基本計画に記載すべき内容の提言を作成すること。また、分析した結果および作成した提言等を分析結果報告書として以下のとおり提出すること。なお、提出様式等については「4. 成果品」のとおりとする。

- ① 令和7年3月31日(月)までに分析結果報告書の提出を行うこと。
- ② 上記(2)の集計結果を本業務の目的に合致する手法で分析すること。
- ③ 提言内容については、令和8年度から令和15年度までの8年間で取り組むべき内容とすること。
- ④ 取り組むべき内容や分析の根拠となる本市の現状課題等については、上記(2)と併せて必要に応じ国土交通省観光庁、日本政府観光局、その他地方公共団体の公表する統計データ等を活用、提示すること。

## (4) その他の提案業務

本業務の目的達成にあたり、必要と思われる業務や効果的・効率的な独自の手法等があれば予算上限額の範囲内で提案を行うこと。

#### 4. 成果品

##### (1) 完了検査

業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完了検査を受けること。成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て本市に帰属するものとし、本市の承諾なしに使用、公表してはならない。

##### 【集計結果報告】

- ・集計結果報告書（概要版）：A4・横型 紙2部・PPT 令和7年3月17日（月）
- ・集計結果報告書（詳細版）：A4・横型 紙2部・PPT 令和7年3月17日（月）
- ・調査結果ローデータ：データ提出（Excel） 令和7年3月17日（月）

##### 【分析結果報告】

- ・分析結果報告書（概要版）：A4・横型 紙2部・PPT 令和7年3月31日（月）
- ・分析結果報告書（詳細版）：A4・横型 紙2部・PPT 令和7年3月31日（月）

##### 【事業完了】

- ・実施報告書：A4・横型 紙2部・PPT 令和7年3月31日（月）

##### (2) 成果品の規格および提出先

###### ① 成果品

- ・報告書の様式は、任意様式とする。
- ・カラー印刷かつ製本した報告書を、各2部納品すること。
- ・報告書および各種ローデータを収めた電子媒体（DVDまたはCD-R）を1枚納品すること。
- ・上記の電子媒体に含まれる電子データの形式は、報告書は Microsoft PowerPoint、ローデータは Microsoft Excel とすること。

###### ② 提出先

横須賀市文化スポーツ観光部観光課  
〒238-8550 横須賀市小川町11番地

#### 5. 委託料および支払方法等

委託料は一括払いとし、受託者は実施報告書を提出後、この委託料を請求すること。

本市は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。

#### 6. 業務継続が困難となった場合の措置について

契約期間中、受託者による業務継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

##### (1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務継続が困難となった場合には、本市は契約を解除することができる。この場合、本市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。なお、本市または次期受託者が円滑かつ支障なく事業の業務を遂行するために十分な引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により、業務継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、本市および受託者の責めに帰すことができない事由により業務継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間の終了または契約の解除等により次期受託者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

## 7. 一括再委託等の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部または事業の主たる部分を第三者に委託または請け負わせることはできない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときには、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。なお、委託先となる第三者が業務を行う際は、本仕様書に規定の事項を準用し、遵守すること。
- (3) 本市は、受託者に対して、業務の一部を委託し、または請け負わせた者の商号または名称その他必要な情報の提供を請求することができる。

## 8. 個人情報の保護、情報セキュリティ

- (1) 業務に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護に細心の注意を払うこととし、情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに更なる漏えい等を防止する措置を講ずるとともに、早急に本市に状況を報告し、指示を受けること。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 本業務で取扱う情報に対する、セキュリティ管理を徹底しなければならない。
- (5) 受託者は、契約期間中、および契約期間後においても本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならないこと。また、委託期間終了後も同様とする。
- (6) 調査等に用いる情報システムについては、以下の対策を実施すること。疑義が生じた場合は、本市と協議すること。

- ・通信経路の暗号化、通信回線の監視、ファイアウォールやウイルス対策ソフトの導入など、安全な管理のために必要な対策を行うこと。
- ・情報システムの開発・管理・運用を行う者には、個人ごとにIDを発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定させること。
- ・必要に応じて、操作記録の採取を行うこと。
- ・アクセス元IPアドレスによるアクセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じること。
- ・常に脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を入手し、リスクの大きさに応じ適切に対応すること。
- ・WAF（Web Application Firewall）や仮想パッチ等、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入すること。
- ・データのバックアップ体制や緊急連絡先、復旧までの時間について、確認できていること。
- ・データが保存されるサーバは日本国内であること。

## 9. 著作権等

- (1) 本業務に関するデータは原則として本市に帰属する。
- (2) 本業務で本市が提供したデータは、全て返却すること。
- (3) 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て本市に帰属する。
- (4) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡するものとする。
- (5) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者が著作権処理等を行いその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

## 10. 損害賠償

- (1) 受託者の故意、または過失により市に損害を与えた場合、受託者は本市にその損害を負うこと。
- (2) 本市の責めによらない理由により受託者が契約を解除した場合、または事業期間の継続を行わず事業が終了した場合は、本市に賠償責任はないものとする。

## 11. 契約の解除

- (1) 本市は、受託者が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他の手続を要しないで、直ちに契約の全部、または一部を解除することができるものとする。この場合においては委託料の全部、または一部を支払わないことができるものとする。
  - ① 官庁から営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
  - ② 支払停止、もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から不渡処分を受けたとき。
  - ③ 破産、会社更生、特別清算、民事再生法手続開始決定の申立があったとき。
  - ④ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - ⑤ 解散、合併、会社分割、営業の全部、または重要な一部の譲渡を決議したとき
  - ⑥ 信用資力の著しい低下があったとき、またはこれに影響の及ぼす営業上の重要な変更があったとき。
- (2) 本市、または受託者は相手方が契約違反し、相当の期間を定めて是正を催告しても是正しないときは契約の全部、または一部を解除することができる。

## 12. その他

- (1) 業務内容については、本仕様書に基づく内容を基本とし、受託者選定時に提案した内容を順守のうえ実施すること。
- (2) 本市が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (3) 業務に支障が生じた場合、または支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、市と協議を行った上で積極的に改善に取り組むこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項であっても、受託者は善管注意義務を負うものとする。目的の遂行上、当然に必要と認められるものは、業務の範囲とし、業務の遂行にあっては最高の能力を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められない内容であっても積極的に提案すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、あらゆるリスクを予め想定し、リスクを回避する措置、およびリスク発生時に最善の措置を講じること。
- (6) その他本仕様書に定めのない事項、本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合については、本市と受託者が協議を行った上で決定するものとする。
- (7) 関係法令を遵守し、法令の趣旨に沿って業務を実施すること。